

○新宿区立四谷スポーツスクエア条例

令和元年12月9日

条例第36号

(設置)

第1条 区民にスポーツ、文化的活動、相互交流及び会議の場を提供することにより、スポーツの振興を図るとともに、多くの人が集うにぎわい豊かなまちの実現を図るため、新宿区立四谷スポーツスクエア(以下「スポーツスクエア」という。)を設置する。

(位置)

第2条 スポーツスクエアの位置は、東京都新宿区四谷一丁目6番4号とする。

(事業)

第3条 スポーツスクエアにおいては、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) スポーツスクエアの利用に関すること。
- (2) スポーツ、文化的活動及び相互交流に係る情報の発信及び提供に関すること。
- (3) スポーツ、文化的活動及び相互交流を行うものの支援に関すること。
- (4) その他スポーツ、文化的活動及び相互交流に関し、区長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 スポーツスクエアの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第19条に規定する団体登録、第20条に規定する利用の承認、第21条に規定する利用の不承認及び第22条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (3) 第25条に規定する利用料金の納入、第27条に規定する利用料金の減免及び第28条に規定する利用料金の返還に関する業務
- (4) スポーツスクエアの施設、附帯設備その他の設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (5) その他スポーツスクエアの管理に関し、区長が必要と認める業務

(公募及び申請)

第6条 区長は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、指定管理者の

指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) スポーツスクエアの事業計画書(以下「事業計画書」という。)

(2) その他区長が必要なものとして規則で定める書類

(選定の方法及び基準)

第7条 区長は、規則で定める申請期間内に前条第2項の規定により申請した団体(以下「申請団体」という。)の中から、次に掲げる選定の基準に照らし、スポーツスクエアの管理を行わせるに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、スポーツスクエアを利用するものの平等な利用を確保すること。

(2) 事業計画書の内容が、スポーツスクエアを利用するものへのサービスの向上を図るものであること。

(3) 事業計画書の内容が、スポーツスクエアの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費(以下「管理経費」という。)の縮減を図るものであること。

(4) 当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(5) その他区長がスポーツスクエアの指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準

2 前条及び前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、指定管理者となるべき団体を公募の方法によらないで選定することができる。

(選定の結果の通知)

第8条 区長は、前条第1項の規定による選定を行ったときは全ての申請団体に、同条第2項の規定による選定を行ったときは当該選定の対象となった団体に、速やかにその結果を通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 区長は、第7条の規定により指定管理者となるべき団体として選定した団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を同条第1項の規定により選定した場合にあっては当該被選定団体を除く申請団体の中から同項の規定により、当該被選定団体を同条第2項の規定により選定した場合にあっては第6条及

び第7条第1項の規定により、指定管理者となるべき団体を、再び選定することができる。

(1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。

(2) 新たに判明した事実により、スポーツスクエアの管理を行うことが適当でないと認められるとき。

2 区長は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を再び選定する場合(被選定団体から指定管理者となることを辞退する旨の申出があった場合を除く。)には、前条の規定により選定の結果を通知した被選定団体に対し、速やかに当該通知を取り消す旨を通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第10条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(1) 前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき。

(2) 第15条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 新宿区(以下「区」という。)及び指定管理者は、スポーツスクエアの管理に関し、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

(1) 事業計画書に関する事項

(2) スポーツスクエアの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項

(3) 管理経費に関する事項

(4) 管理業務を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項

(5) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に関する事項

(6) 第15条の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項

(7) スポーツスクエアの管理上区に生じた損害の賠償責任に関する事項

(8) その他スポーツスクエアの管理に関し、区が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 事業報告書は、毎年度終了後30日以内に提出しなければならない。ただし、指定

管理者が年度の途中において第15条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況
 - (2) 当該年度のスポーツスクエアの利用状況
 - (3) 当該年度の利用料金の収入の実績
 - (4) 当該年度の管理経費の収支状況
 - (5) その他区長がスポーツスクエアの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
- (管理業務等の報告の聴取等)

第14条 区長は、スポーツスクエアの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令は、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。
- (2) その他当該指定管理者によるスポーツスクエアの管理を継続することが適当でない
と認められるとき。

(開館時間)

第16条 スポーツスクエアの開館時間は、午前8時45分から午後10時15分までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第17条 スポーツスクエアの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月第2月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項各号に掲げる休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- (利用区分)

第18条 スポーツスクエアの利用区分は、貸切利用及び個人利用とする。

- 2 貸切利用及び個人利用を行う施設におけるそれぞれの利用区分の割り振りは、日又は時間を単位として、区長の承認を受けて、あらかじめ指定管理者が定める。

(団体登録)

第19条 規則で定める要件を満たす団体は、団体登録を行うことができる。

- 2 前項の団体登録を行おうとする団体は、規則で定めるところにより、指定管理者に団体登録の申請をし、その承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)が第1項の要件を満たさなくなったときその他規則で定める場合に該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(利用の承認等)

第20条 スポーツスクエアを利用しようとするものは、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 登録団体及び区長が特に認めるものは、規則で定めるところにより、他のものに先行して貸切利用に係る前項の規定による申請(以下「利用申請」という。)を行うことができる。
- 3 指定管理者は、第1項の承認(以下「利用承認」という。)を行う場合において、スポーツスクエアの管理上必要があると認めるときは、その利用承認に条件を付することができる。
- 4 利用の取消しの申出をすることなくスポーツスクエアを利用しなかったものその他の規則で定める事由に該当するものは、規則で定める期間、利用申請をすることができない。ただし、利用の取消しの申出をしなかったことその他の規則で定める事由に該当することにつき当該利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)の責めに帰することができない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(利用の不承認)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を与えないものとする。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が施設等に損害を与えるおそれがあるとき。
- (3) その他スポーツスクエアの管理上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用承認を取り消し、その利用承認の内容若しくはその利用承認に付した条件を変更し、又はスポーツスクエアの利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 利用者が当該利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者が利用承認の内容の変更を申し出たとき。
- (3) 利用者の利用が前条第1号又は第2号に該当するとき。
- (4) 利用者が利用承認の内容と異なる利用を行い、又は利用承認時に付された条件(この条の規定により利用承認時に付された条件が変更された場合にあっては、当該変更後の条件)を遵守しなかったとき。
- (5) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。
- (6) 利用者が偽りの内容により利用申請を行う等不正の手段によって利用承認を受けたとき。
- (7) 利用者が災害又は事故によりスポーツスクエアを利用できなくなったとき。
- (8) 公益上必要があると認められるとき。
- (9) その他指定管理者がスポーツスクエアの管理上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第23条 利用者は、スポーツスクエアを利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更等の禁止)

第24条 利用者は、施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金の納入)

第25条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の決定等)

第26条 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 指定管理者は、第1項の規定により定められた利用料金について、区民等に周知するた

め必要な措置を講じなければならない。

(利用料金の減免)

第27条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第28条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、既に納められた利用料金の全部又は一部を返還する。

- (1) スポーツスクエアを利用できないことについて利用者の責めに帰することができない事由があると認められるとき。
- (2) 利用者が、スポーツスクエアを利用する日前の規則で定める日までに、当該利用の取消し又は当該利用承認の内容の変更(利用料金を減ずることとなる変更に限る。)の申出をしたとき。
- (3) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第29条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 スポーツスクエアを利用するものは、その利用を終了したとき又は第22条の規定により利用承認が取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第30条 指定管理者及びスポーツスクエアを利用するものは、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、

公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条から第9条までの規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 3 第19条の規定による団体登録の申請及び承認その他の団体登録に関し必要な行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。
- 4 第20条から第22条までの規定による利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。

(経過措置)

- 5 前2項の規定により区長に対して行われた行為及び区長が行った行為は、この条例の相当規定により指定管理者に対して行われた行為及び指定管理者が行った行為とみなす。

別表(第26条関係)

1 施設

施設 \ 区分	貸切利用の金額(1日当たり)	個人利用の金額(1日当たり)
第1会議室	8,500円	
第2会議室	8,600円	
第3会議室	5,100円	
第4会議室	12,800円	
第5会議室	5,900円	
多目的ホール	33,600円	一般 1,400円 中学生以下 350円

2 附帯設備

区分	金額(1日当たり)
附帯設備	8,000円

備考 1日の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。